

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、竹原市契約規則(昭和59年竹原市規則第5号)第4条の規定により公告する。

入札者は1から5の個別事項のほか別記「一般競争入札(事後審査型)公告共通事項」(以下「共通事項」という。)に従う必要がある。

なお、本件は、広島県の電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、竹原市電子入札実施要領(以下「電子要領」という。)に従って行わなければならない(電子要領が特に定める例外の場合を除く。)

平成 31 年 4 月 12 日

竹原市長 今 榮 敏 彦

1 発注内容等

(1) 工事名	市道末京1号線道路災害復旧工事(第3232,4483号)										
(2) 工事場所	竹原市西野町										
(3) 工事概要	<table border="0"> <tr> <td>【A箇所】 復旧延長 L=28.5m</td> <td>【B箇所】 復旧延長 L=60.8m</td> </tr> <tr> <td>土工 N=1式</td> <td>土工 N=1式</td> </tr> <tr> <td>ブロック積工(滑面) A=65㎡</td> <td>ブロック積工(滑面) A=141㎡</td> </tr> <tr> <td>小口止工 N=4箇所</td> <td>ブロック積工(粗面) A=20㎡</td> </tr> <tr> <td>ガードレール L=17m</td> <td>小口止工 N=6箇所</td> </tr> </table>	【A箇所】 復旧延長 L=28.5m	【B箇所】 復旧延長 L=60.8m	土工 N=1式	土工 N=1式	ブロック積工(滑面) A=65㎡	ブロック積工(滑面) A=141㎡	小口止工 N=4箇所	ブロック積工(粗面) A=20㎡	ガードレール L=17m	小口止工 N=6箇所
【A箇所】 復旧延長 L=28.5m	【B箇所】 復旧延長 L=60.8m										
土工 N=1式	土工 N=1式										
ブロック積工(滑面) A=65㎡	ブロック積工(滑面) A=141㎡										
小口止工 N=4箇所	ブロック積工(粗面) A=20㎡										
ガードレール L=17m	小口止工 N=6箇所										
(4) 工期(予定)	契約締結日の翌日から 180日間										
(5) 予定価格	19,564,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く)										
(6) 落札者の決定方法	最低制限価格制度対象										
(7) 入札保証金	免除(竹原市契約規則第7条)										
(8) 契約保証金	必要(公告共通事項8)										
(9) 資格要件確認書類	開札後に提出を求める(公告3(8)及び公告共通事項6)										

2 入札参加資格

共通事項3(2)に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

技術要件以外の要件							
(1) 平成29・30年度 竹原市建設工事 入札参加資格	<table border="1"> <tr> <td>ア 認定が必要な業種</td> <td>土木一式工事</td> </tr> <tr> <td>イ 資格等級</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ウ 平均工事成績点</td> <td>—</td> </tr> </table>	ア 認定が必要な業種	土木一式工事	イ 資格等級	—	ウ 平均工事成績点	—
ア 認定が必要な業種	土木一式工事						
イ 資格等級	—						
ウ 平均工事成績点	—						
(2) 営業所(建設業法 第3条第1項)の 所在地	竹原市内に主たる営業所又は営業所等を有すること。						
(3) 年間平均完成工事高 (2(1)アの業種に限る。)	1(5)に掲げる予定価格の1/2以上						
(4) 特定建設業の許可	要さない						
(5) 設計業務等の受託者(右欄の者)と資本面及び 人事面において関係を有さないこと。	(株)セトウチ						
技 術 要 件							
(6) 元請施工実績	<table border="1"> <tr> <td>ア 種類(及び規模)</td> <td>土木一式工事であるもの。</td> </tr> <tr> <td>イ 完成検査</td> <td>平成16年4月1日から入札開始日の前日までの間に完成検査を受けていること。</td> </tr> <tr> <td>ウ その他</td> <td>広島県内における公共工事に限る。</td> </tr> </table>	ア 種類(及び規模)	土木一式工事であるもの。	イ 完成検査	平成16年4月1日から入札開始日の前日までの間に完成検査を受けていること。	ウ その他	広島県内における公共工事に限る。
ア 種類(及び規模)	土木一式工事であるもの。						
イ 完成検査	平成16年4月1日から入札開始日の前日までの間に完成検査を受けていること。						
ウ その他	広島県内における公共工事に限る。						
(7) 配置予定技術者	<table border="1"> <tr> <td>ア 専任配置の要否</td> <td>要さない</td> </tr> <tr> <td>イ 資格等</td> <td>2(1)アの業種について建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。</td> </tr> <tr> <td>ウ 経験</td> <td>公共工事において主任又は監理技術者としての経験を有すること。ただし、条件を満たす場合は経験を有さない者を配置できる。(注記参照のこと)</td> </tr> </table>	ア 専任配置の要否	要さない	イ 資格等	2(1)アの業種について建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。	ウ 経験	公共工事において主任又は監理技術者としての経験を有すること。ただし、条件を満たす場合は経験を有さない者を配置できる。(注記参照のこと)
ア 専任配置の要否	要さない						
イ 資格等	2(1)アの業種について建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。						
ウ 経験	公共工事において主任又は監理技術者としての経験を有すること。ただし、条件を満たす場合は経験を有さない者を配置できる。(注記参照のこと)						

(注) ※ 2(3)は2(1)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定通知書による。

※ 2(5)の資本面及び人事面における関係とは次の場合をいう。

- ・当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有する
- ・代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている

※ 2(7)アについては特記仕様書及び公告共通事項5によること。

※ 2(7)イについては、2(4)の特定建設業許可の要否が「必要」とされている場合は、監理技術者の資格を有する者を専任で配置できること。

※ 2(7)ウについては、若手技術者の育成を目的として、公共工事において主任技術者(監理技術者を要する工事の場合は監理技術者。以下「主任技術者等」という。)の経験を有する者を「補助技術者」として配置することにより、主任技術者等の経験を有しない者を配置することができるものとする。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日	場所・方法等
(1) 設計図書の閲覧	平成 31 年 4 月 12 日から 平成 31 年 5 月 6 日までの毎日（休日を除く） 午前 9 時から午後 4 時まで	竹原市役所 総務企画部財政課 契約係 （竹原市中央五丁目 1-35） 竹原市ホームページに掲載
(2) 設計図書の販売	——	——
(3) 設計図書に係る質問	平成 31 年 4 月 13 日から 平成 31 年 4 月 17 日までの毎日（休日を除く） 午前 9 時から午後 4 時まで	5 (2) の場所へ持参により提出又は F A X（0 8 4 6 - 2 2 - 8 5 7 9）
(4) 質問に対する回答書の閲覧	平成 31 年 5 月 6 日までの毎日（休日を除く） 午前 9 時から午後 4 時まで	3 (1) の場所において閲覧に供する 竹原市ホームページに掲載
(5) 総合評価に係る技術資料の提出	——	——
(6) 入札	平成 31 年 5 月 7 日午前 9 時から 平成 31 年 5 月 8 日午後 4 時まで ※電子要領に規定する書面参加を行う場合は、 平成 31 年 5 月 7 日午後 4 時から 平成 31 年 5 月 8 日午前 9 時までを除く。	電子入札 （電子要領の規定により書面入札を行う場合の提出先は 3 (7) に同じ）
(7) 開札	平成 31 年 5 月 9 日午前 10 時 45 分	竹原市役所 総務企画部財政課 契約係
(8) 資格要件確認書類の提出	資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日までの毎日 （休日は除く。） 午前 9 時から午後 4 時まで	書面を持参又は電子入札システムにより提出

※ 休日とは、竹原市の休日を定める条例第1条第1項の休日をいう。

4 工事費内訳書（共通事項 2）

共通事項 2（1）に掲げる、予定価格及び入札金額により市が求める記入内容について記入し、表紙に入札者の住所、商号又は名称、工事名、工事場所を記入して提出すること。（電子要領に規定する書面参加を行う場合は押印も行うこと。）

5 問合せ先

- (1) 工事等に関する問合せ
竹原市建設部 建設課 建設維持係（竹原市中央五丁目 1-35 電話 0846-22-7746）
- (2) 入札手続に関する問合せ
竹原市総務企画部 財政課 契約係（竹原市中央五丁目 1-35 電話 0846-22-7731）